

平成29年度

第3回鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（第2部会）会議概要

○日時：平成29年7月20日（木）18時30分～21時

○場所：鈴鹿市役所本館12階1201会議室

○出席委員：5人（全員出席）

○内容：下記の通り

1 指定管理者候補者選定に係る市の判断の妥当性について(地域協働課所管)

委員会は、白子コミュニティセンター運営委員会・神戸コミュニティセンター運営委員会・合川コミュニティセンター運営委員会・牧田コミュニティセンター運営委員会から提出のあった申請書類及び当該施設を所管する地域協働課へのヒアリング結果から、白子コミュニティセンター・神戸コミュニティセンター・合川コミュニティセンター・牧田コミュニティセンターの指定管理者候補者選定に係る市の判断は妥当なものであるとした。

主な審議内容は以下のとおり。

《質疑応答》

【委員】

・牧田コミュニティセンターだけ指定管理料が高いことと、防犯カメラを設置しているのは、何か特別な事情があるのか。

【地域協働課】

・指定管理料については、人件費の差である。牧田コミュニティセンター以外の3館では地域の方から管理人となって人件費が抑えられているが、牧田コミュニティセンターだけはハローワークで職員募集をしており、最低賃金の関係があるのでその差が出ている。

・防犯カメラについては、運営委員会で早くから設置が必要と判断されて設置している。

・今年度になって複数の公民館で盗難等の被害が出ているが、白子コミュニティセンターも被害を受けている。これを受けて、各運営委員会では防犯体制の強化に取り組んでいくようにしており、防犯カメラの設置も検討していくと聞いている。

【委員】

・牧田コミュニティセンターが防犯カメラを設置した際の費用負担はどちらか。

・今後、他の3館が設置する場合も同様の方法を考えているのか。

【地域協働課】

・指定管理者の負担で設置した。今後、他の3館が設置する場合も同様の方法を想定している。

・防犯体制の強化は必ずしも防犯カメラの設置によるものだけではなく、民間警備会社への委託や網入りガラスの使用等、様々な選択肢の中から地域の実情に合った方法を運営委員会で検討してもらおう。

【委員】

・事業計画書によると、4館に共通して特定の市民による利用が多いとの認識があるようだが、利用促進という観点から様々な市民に利用してもらおうことが望ましいと思うが、そうした対策について市から助言はしているのか。

・利用人数は前回資料で示されているが、各施設の稼働率はどれぐらいか。

【地域協働課】

・地域の団体等が定期的な利用をしているといった現状は聞いているので、今後はより多くの方に利用をしていただいて稼働率を上げていきたい。

・指定管理者からの報告としては利用人数のみを求めており、稼働率の報告は受けていない。

【委員】

・収支予算書について、牧田コミュニティセンター以外の3館は5年間通して標準な予算配分だが、牧田コミュニティセンターだけは、備品・修繕費が初年度高く徐々に減額し、一方で報償費は年々増額していく計画となっているが、なぜか。

【地域協働課】

・牧田コミュニティセンターは職員をハローワークで募集した経緯から、最低賃金は年々上昇していくという見込みで報償費の支出が毎年増えるという計画になっている。

・毎年度の指定管理料が一定の中で、人件費の占める割合が高くなっていくことにより、備品・修繕費等で調整していると思われる。

【委員】

・収支予算について、4館とも繰越金が徐々に減っていく計画になっているが、実態は指定管理料だけでは足りないということではないのか。

【地域協働課】

・これまで、繰越金が増える傾向にあった時期があり、繰越額が年々増えることは望ましくないため、予備費を除いては増やしていくことがないようにという指導をしてきた。その結果、繰越金を使って10万円以上の修繕を指定管理者が行うなどして繰越金は減少してきた。こうした経緯の中、今回、5年間の収支計画を立てる際に、繰越金も含めて使っていくという計画を各運営委員会が立てたものである。

【委員】

・各コミュニティセンターで賃金・人件費・報償費など同一の支出に対して決算書の費目が異なるので、コミュニティセンター4館だけでも統一したほうがよいのでは。

【委員】

・この場合に報償費という表現は適切ではない。

【地域協働課】

・各運営委員会に対して指導する。

【委員】

・神戸コミュニティセンターと牧田コミュニティセンターだけ公衆電話使用料が収入に計上されているが、各館の公衆電話の設置状況は。

【地域協働課】

・手元に資料がないが、4館とも設置されていると思う。

・使用料収入は使用がない場合は0円なので、決算書への計上の有無と設置の有無は一致しない。

・コミュニティセンターは避難所に指定されているので、災害時の連絡手段として公衆電話を設置している。

【委員】

・神戸コミュニティセンターの収支予算書にある役務費の職員災害補償等というのは保険のことか。

【地域協働課】

・運営委員会会長に聞いた話では、事務員が業務中に何かあつてはいけないので保険をかけているとは言っていたが、それがこの役務費の支出に当たるかどうかは確認していない。

【委員】

・賃金について、職員1人の白子コミュニティセンターと職員2人の神戸コミュニティセンターで差がないのはなぜか。

【地域協働課】

・神戸コミュニティセンターの場合、常駐しているのは1人なので、職員1人の白子コミュニティセンターとあまり差がない。

【委員】

・緊急時の職員の連絡体制について、対応マニュアルを作成するとあるが、実際に既に作っているのか。

【地域協働課】

・連絡網等の必要な準備はしてある。

・防災訓練を年2回行っており、避難誘導の経路や職員の役割については訓練を

通じて身につけている。

【委員】

・不特定多数の人が利用する施設であることを考えると、職員の誘導がなくても利用者が避難できるように分かるようにしておくことが必要では。

【地域協働課】

・消防法に基づく非常灯などは設置されている。
・特に大きな施設というわけではないので、基本的には職員が避難誘導に当たるという前提で、災害時の対応はマニュアル化されているという認識である。

【委員】

・今回の盗難被害にパソコンなどもあったのか。

【地域協働課】

・公民館も含めてパソコンや書類等の被害はない。全て現金の被害である。

【委員】

・地震の際の対応についてはどのような指導を行っているのか。

【地域協働課】

・基本的には、身を守る行動をとる、避難する、揺れが収まってからの被害の確認等であり、必要に応じて、施設の利用制限への対応をするように話している。

【委員】

・コミュニティセンターは避難所に指定されているのか。

【地域協働課】

・収容避難所に指定されている。市の災害対策本部が避難所開設を決定し、それにより市職員を施設に配置して避難所の設置運営を行う。

【委員】

・合川コミュニティセンターは他の3館に比べて利用者が3分の1程度だが、開館時間は他の3館と同様に9時から21時なのか。

【地域協働課】

・開館日数及び開館時間は条例で定めており、4館共通である。

【委員】

・合川コミュニティセンターの備品にプリンターやプロジェクターがあるが、パソコンはないのか。

・パソコンには個人情報が含まれることもあるが、適切な管理の指導はしているのか。

【地域協働課】

・ノートパソコンがある。

・今回の連続空き巣被害を受け、コミュニティセンターにも注意喚起をしている。

【委員】

・牧田コミュニティセンターの収支予算書で人件費が年々上がっているのはなぜか。

【地域協働課】

・人数や時間の変更ではなく、最低賃金の上昇分を見込んでいるためである。

【委員】

・牧田コミュニティセンターでは指定管理料が定額の中で人件費の上昇に伴って他の経費が削られる形になっているので、指定管理者が工夫して運営する必要があると思われるが。

【地域協働課】

・平成29年度の予算書には10万程の繰越金がある。過去の決算を見ても繰越金の金額は10万前後で推移していることから、指定管理料の範囲で工夫してやってもらっていると認識している。

【委員】

・予算に労働保険料が計上されているのは牧田コミュニティセンターだけか。

【委員】

・外部から雇用しているために発生する経費と思われる。

【委員】

・牧田コミュニティセンターだけが館内清掃を委託しているが。

【地域協働課】

・予算の範囲内でやりくりしていると認識している。

《審議》

【委員】

・予算決算の費目統一の調整が必要。

【委員】

・引き続き防犯体制の強化をお願いしたい。

【委員】

・防犯体制の強化に必要な予算は市が負担するべきではないか。

・運営委員会が指定管理料の中でやりくりするには限界がある。

【委員】

・防犯に関して、パソコンのデータなど個人情報の取り扱いについても市から指導するなどしてほしい。

2 指定管理者候補者選定に係る市の判断の妥当性について(地域資源活用課所管)

(1)伝統産業会館

委員会は、伊勢形紙協同組合から提出のあった申請書類及び当該施設を所管する地域資源活用課へのヒアリング結果から、伝統産業会館の指定管理者候補者選定に係る市の判断は妥当なものであるとした。

主な審議内容は以下のとおり。

《質疑応答》

【委員】

・平成27年度及び平成28年度の支出明細書について、役員報酬の8割近くを指定管理経費から支出している。平成29年度予算では指定管理経費からの役員報酬の支出は大幅に減っているが、給料賃金が大幅に増えている。

・組合独自の事業でも数千万円単位の収入がありながら、こうした支出には違和感がある。役員報酬を組合独自の事業から支出すれば、指定管理料を減額できるのではないか。

【地域資源活用課】

・伊勢形紙協同組合は非営利団体であり、物販による収入はあるがそれによって利益が十分得られるものではない。売上げのほとんどは事業費に組み込まれている。

・平成29年度の役員報酬の減額については、国の地方創生関係の事業として、平成28年度から後継者育成事業、平成29年度から伊勢型紙戦略的ブランディング事業を受けており、事務費・賃金・報償費・材料代を地方創生事業でまかなうことが可能になったためである。

・これらの事業には実施期間に限りがあり、事業終了後には協同組合が負担することになるので、それに対応できるようにブランディングを進めていきたい。

【委員】

・平成27年度及び平成28年度に役員報酬を指定管理経費から支出しているのはなぜか。

【地域資源活用課】

・伊勢形紙協同組合の理事長が伝統産業会館の館長を務めており、指定管理料から支出している。

【委員】

・前回の選定委員会で、鈴鹿墨の関係者にも協力をいただいていると説明があったが、今回の申請書類ではその点の明示がないが。

【地域資源活用課】

・鈴鹿製墨組合は法人格をもっておらず、規模も小さいことから、指定管理においては伊勢形紙協同組合が中心となっているが、実演等の協力をいただいている。

【委員】

・鈴鹿製墨組合は無償で協力してもらっているのか。

【地域資源活用課】

・その通りである。

【委員】

・指定管理者のメンバーの中に鈴鹿製墨組合の関係者はいるのか。

・2つの伝統産業がある中で、鈴鹿製墨組合の関係者も入れるように市として要請することはないのか。

・伝統産業会館の運営に鈴鹿製墨組合の意見が反映できる仕組みはあるのか。

【地域資源活用課】

・伊勢形紙協同組合の中に鈴鹿製墨組合の関係者はいない。

・組織の構成については団体に任せてあるが、2つの伝統産業について行事や展示において公平に行うように話はしている。

・鈴鹿製墨組合の公式な発言の場がないのは事実だが、日々のお話合いの中で意思疎通はできていると考えている。

【委員】

・会館の運営を正規2名・臨時1名・研修生2名の計5名で行うとあるが、このうち研修生の人件費は指定管理料に含まれるのか。

・収支予算書では、正規2名・パート2名・専従組合員1名となっているがこの違いは。

【地域資源活用課】

・研修生の人件費は地方創生事業の補助金で支出されるので、指定管理料には含まれない。

・平成29年度から職員配置の変更があり、館長・管理室長・事務員の3名が常勤、パート1名、研修生2名となっている。組織図では館長は組合代表役員の理事長にあたり、館長を除く5名が職員となっている。

・予算書でパート2名となっているのは、今後の増員を予定しているためである。

【委員】

・研修生は休館日に出勤の予定になっているが。

【地域資源活用課】

・研修生は会館用務のほかに、週2回伝統工芸士について実技研修をしている。

・休館日に外部イベントがある場合には、研修生が実演や体験指導をすることもあり、休館日の出勤もありうる。この場合はできるだけ代休で対応するように指導している。

【委員】

・収支予算書の人件費の内訳について、正職員2名とパート職員2名というのは伝統産業会館の職員で組合員でないということで、専従組合員1名というのは組合員であって会館に専従する職員ということでよいか。

【地域資源活用課】

・その通りである。

【委員】

・平成33年度だけ指定管理料が増えているのはなぜか。

【地域資源活用課】

・5年に1度の特殊建築物定期点検の実施年であるため、点検の委託料分が増えている。

【委員】

・人件費が平成31年度と平成32年度に増えてその後は横ばいだが何か理由があるのか。

・他の費目も平成32年度にかけて増えてその後横ばいになっているがなぜか。

【地域資源活用課】

・正規職員の賃金上昇分と聞いている。

・他の費目は消費税10%への引き上げによるものである。

【委員】

・年度別明細の運営事務費とは何を指しているのか。

【地域資源活用課】

・確認して後日回答する。

【委員】

・事業の性質上、組合事業部門と指定管理部門で支出を分けるのが難しいところもあると思うが、どちらの支出とするかを判断する基準はあるのか。

【地域資源活用課】

・明確な区分表というのはないが、営利につながるものは組合事業として、基本的な会館の管理や人材育成については指定管理事業として支出していると聞いている。

・それぞれの事業費については、別々の会計で管理している。

【委員】

・組合事業部門と指定管理部門で通帳も分けているのか。

【地域資源活用課】

- ・分けている。
- ・使途についてどちらの支出か判断に迷う場合は市に相談してもらうようにしている。

【委員】

- ・基本的に指定管理料は施設の維持管理のための費用なのか。

【地域資源活用課】

・基本的にはその通りであるが、伝統産業会館の場合は伝統産業を扱う特性上、単なる建物の維持管理だけでなく、伝統産業を後世に残していく、またそのための人材育成をしていくことも指定管理の内容に含まれることから、組合事業との線引きがあいまいになりやすい側面がある。

【委員】

- ・法人税や消費税も相当額支払っているが、これは物品販売によるものか。

【地域資源活用課】

- ・そのように聞いている。

【委員】

- ・光熱水費はどのように区分しているのか。

【地域資源活用課】

・基本的に組合の活動として会館で何かをすることはなく、光熱水費は会館の運営にのみ発生するので指定管理事業からの支出となる。

《審議》

【委員】

- ・組合が指定管理を受けるのは妥当だと思う。
- ・組合独自の事業と指定管理の事業が混在しているように見受けられるので、支出の基準を市が把握すべき。
- ・両方にまたがる費用だったら、収入の按分で支出するとか、なんらかの基準を設けないといけない。本来なら役員報酬も収入で按分すべきと考える。
- ・団体の決算書や収支予算書について費用負担が明確になっていないので、そのあたりをしっかりとした基準を持って明確な基準のもとでそれぞれを管理することが必要。

【委員】

- ・鈴鹿製墨組合の意見を反映させる仕組みを検討していただけるとよい。

【委員】

・鈴鹿製墨組合の組合員を運営委員会の中に含むなど、組織的に関与できる仕組みが必要。

【委員】

・鈴鹿製墨組合の今の関わり方は目に見えない形なので、目に見える形での参画が必要。

【委員】

・伝統産業会館と銘打っているのに、運営団体が伊勢型紙関係者だけではバランスを欠くのではないか。

(2) 鼓ヶ浦駐車場・千代崎駐車場

委員会は、鼓ヶ浦観光協会・千代崎観光協会から提出のあった申請書類及び当該施設を所管する地域資源活用課へのヒアリング結果から、鼓ヶ浦駐車場・千代崎駐車場の指定管理者候補者選定に係る市の判断は妥当なものであるとした。

主な審議内容は以下のとおり。

《質疑応答》

【委員】

・千代崎だけ光熱水費 2 万円が計上されているのはなぜか。

【委員】

・管理小屋のような施設があるのか。

【地域資源活用課】

・駐車場の開設時期に仮設の小屋を設置している。

・千代崎駐車場はアスファルト舗装で照り返しもあり、かなり暑いことから、電気をひいて扇風機を設置している。

・鼓ヶ浦駐車場は未舗装であり、松の木陰に仮設小屋を設置することで対応しているため電気はひいておらず、光熱水費の計上もない。

【委員】

・緊急時の対応について、観光案内所に配置された看護師の活用とあるが、これは観光協会が準備しているスタッフということか。

【地域資源活用課】

・海水浴場開設期間のみ、鈴鹿市観光協会から鼓ヶ浦観光協会・千代崎観光協会に派遣をしている。

【委員】

・駐車料金の集金はどのようにしているのか。

【地域資源活用課】

・その場で集金して利用者に切符を手渡し、現金は銀行で入金している。

【委員】

- ・夜間金庫に預けているのか。

【地域資源活用課】

- ・夜間金庫ではなく、翌日に銀行窓口で入金している。

【委員】

- ・夜間は現金をどのように管理しているのか。

【地域資源活用課】

- ・各観光協会の会計が責任を持って金庫等で保管している。
- ・伝票と金額の一致を確認し、翌日に銀行窓口で入金している。

【委員】

- ・大きな金額にはならないのか。

【地域資源活用課】

- ・ならない。

《審議》

【委員】

- ・指定管理料はほぼ人件費であり、特に問題はないと感じた。

3 その他

特になし

以上

平成29年度

第4回鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（第2部会）会議概要

- 日時：平成29年8月24日（木）13時～18時
- 場所：鈴鹿市役所本館10階1004会議室
- 出席委員：5人（全員出席）
- 内容：下記のとおり

1 申請者ヒアリングの進め方について

申請者ヒアリングの進め方について、事務局より説明を行った。

2 申請者ヒアリングの実施について

(1)白子駅有料自転車駐車場

指定管理者申請者3団体に対し、ヒアリングを実施した。

(2)労働福祉会館

指定管理者申請者1団体に対し、ヒアリングを実施した。

3 その他

特になし

以上

平成29年度

第5回鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（第2部会）会議概要

- 日時：平成29年9月25日（月）18時30分～20時15分
- 場所：鈴鹿市役所本館12階1201会議室
- 出席委員：5人（全員出席）
- 内容：下記のとおり

1 答申書案について

これまでの審議における各委員の考えを踏まえて作成した答申書案をもとに意見交換が行われ、字句の訂正、表現の見直しを行い、第2部会にて審議された施設についての答申書の作成が行われた。

2 その他

答申は10月11日に両部会長の出席にて行うことが確認された。

以上